

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和5年10月3日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年10月3日（火） 午後4時15分から 午後4時24分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

## 朝霞市選挙管理委員会定例会

令和5年10月3日(火)

午後4時15分から

午後4時24分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室(奥)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係
  - 議案第57号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
  - 議案第58号 選挙時登録の登録基準日等の決定について
  - 議案第59号 投票所の指定について
  - 議案第60号 期日前投票所の指定について
  - 議案第61号 登録の移替えの延期を定めることについて
  - 議案第62号 事務従事者の委嘱について
- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（４人）

委 員 長	細 田 昭 司
委 員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智 恵 子
委 員	藤 井 尚 夫

---

事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 選 挙 主 査	三 井 正 規
-----------------------------------	---------

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第57号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第58号 選挙時登録の登録基準日等の決定について
- ・ 議案第59号 投票所の指定について
- ・ 議案第60号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第61号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・ 議案第62号 事務従事者の委嘱について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会に引き続きの委員会でございます。よろしくお願いいたします。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、加藤委員、お願いいたします。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第57号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

それでは、日程4、議題でございます。朝霞市議会議員一般選挙関係。

「議案第57号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。御説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第57号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙において公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第7項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を45区画とすることについて議決を求める。

令和5年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

本日開催されました立候補予定者説明会の出席が39陣営ございまして、それに基づいて45

区画とするものでございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり承認されました。

○細田委員長

次に、「議案第58号 選挙時登録の登録基準日等の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いします。三井主査。

○事務局・三井主査

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における公職選挙法第22条第3項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1 登録基準日 令和5年11月25日

(ただし年齢要件については令和5年12月4日)

2 登録日 令和5年11月25日

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、原案のとおり承認されました。

○細田委員長

次に、「議案第59号 投票所の指定について」を議題といたします。

御説明をお願いします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第59号、投票所の指定について。

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

第1投票区から第23投票区まで指定してございます。第6投票区につきましては、今回も市民会館となっております。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第59号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり承認されました。

議案第60号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第60号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

○事務局・三井主査

議案第60号、期日前投票所の指定について。

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所としまして、朝霞市役所内、それから朝霞台出張所内に設けます。

期間につきましては、いずれも11月27日から12月2日までとなっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり承認されました。

議案第61号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第61号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。説明をお願いします。三井主査。



○事務局・三井主査

議案第61号、登録の移替えの延期を定めることについて。

朝霞市議会議員の任期が令和5年12月17日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間は、記載のとおりとなっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、質疑ございますか。よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

---

議案第62号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に、「議案第62号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第62号、事務従事者の委嘱について。

令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和5年10月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、第1投票区から第2・3投票区、それから本部の委嘱者を載せて  
ございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か、御質疑ございますか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり承認されました。

---

◎5 その他

○細田委員長

その他何かありますか。ありませんか。

その他、委員の方からなにかございますか。

無ければ事務局、何かございますか。

○三井主査

ございません。

---

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

---

委員

---